

I 水道整備対策事業

1 水道整備対策事業概況

県民の日常生活に密接し、産業活動の基盤である水道においては、安全で安定的な水道水の供給・確保が最も重要である。

このため、立入検査等の水道施設の監視・指導を計画的に実施することにより、飲料水の安全の確保に努めるとともに、適正な水質管理の実施を指導した。

また、簡易専用水道については、法定定期検査の受検等を指導するとともに、水道法の規制対象とならない飲用井戸及び小規模水道施設については、定期の水質検査の実施等を指導した。

一方、水道普及率の向上、水道施設の耐震化の促進や水道の広域化を推進するため、水道施設整備国庫補助制度及び生活基盤施設耐震化等交付金の活用や水道事業認可指導等を通じて、水道事業者等の水道施設整備・維持の促進を図った。

2 許認可等の諸手続き状況

年度別状況

区 分		用水供給				上水道						簡易水道						専用水道		
		事業・変更		廃止		事業・変更		廃止		記載 事項 変更 届出	業務 委託 届出	事業・変更		廃止		記載 事項 変更 届出	業務 委託 届出	確認	記載 事項 変更 届出	業務 委託 届出
		認可	届出	許可	届出	認可	届出	許可	届出			認可	届出	許可	届出					
総 数	R5					1				1	1	1						5	19	5
	R4					10		10				1		3					16	7
	R3						1				1							11	8	3
	R2						1			5	1					5		12	24	6
	R元						4			1		1						6	35	6
県	R5					1				1	1	1						1	2	
	R4					10		10				1		3					1	
	R3						1				1								1	1
	R2						1			5	1					5			2	
	R元						4			1		1							2	
市 町	R5																	4	17	5
	R4																		15	7
	R3																	11	7	2
	R2																	12	22	6
	R元																	6	33	6

(注1)
水道法に基づく許認可等の件数を計上しており、用水供給・上水道・簡易水道は県知事認可事業分のみ（用水供給は県知事認可事業分なし、簡易水道は県知事認可事業以外なし）、市町欄には、県内の市及び特例条例による事務移譲町（大崎上島町・世羅町・北広島町・神石高原町）における件数を計上している。

3 水道施設監視状況

(令和5年度)

	上水道							簡易水道							専用水道							簡易専用水道					小規模水道		合 計							
	立入対象施設数	立入延件数	処 分 件 数					立入対象施設数	立入延件数	処 分 件 数					立入対象施設数	立入延件数	処 分 件 数					施設数	受検数	受検率	通報施設数	立入延件数	立入対象施設数	立入延件数	施設数	立入対象施設数	立入延件数	処 分 件 数	行政指導件数			
			総数	水道技術管理者職務違反警告	改善命令	給水停止命令	水道用水供給命令			行政指導	総数	水道技術管理者職務違反警告	改善命令	給水停止命令			水道用水供給命令	行政指導	総数	水道技術管理者職務違反警告	改善命令													給水停止命令	水道用水供給命令	行政指導
総数	12	25					7	3	3						2	166	33						10	4,980	4,269	85.7	6	3	66	11	5,227	253	75	19		
県計	12	25					7	3	3						2	23	7						2	233	223	95.7			33		304	71	35	11		
県保健所計	12	25					7	3	3						2	9	4						1	177	172	97.2			5		206	29	32	10		
西部	6	2					1	2	2						1	9	4						1	177	172	97.2			5		199	22	8	3		
西部東	2	5					2																						2	2	5		2			
東部	2	2					2	1	1						1														3	3	3		3			
北部	2	16					2																						2	2	16		2			
権限移譲分計																14	3						1	56	51	379.4			28		98	42	3	1		
北広島町																11								31	27	87.1			3		45	14				
大崎上島町																								13	12	92.3				13						
世羅町																2	2						1	7	7	100.0				9	2	2		1		
神石高原町																1	1							5	5	100.0			25		31	26	1			
市計																143	26						8	4,747	4,046	85.2	6	3	33	11	4,923	182	40	8		
広島市																62	5						1	2,442	2,223	91.0	5	2	4	4	2,508	71	11		1	
呉市																10	4							414	377	91.1			1	1	425	11	5			
竹原市																2								39	37	94.9				41	2					
三原市																10								188	143	76.1			1		199	11				
尾道市																4								211	180	85.3			1		216	5				
福山市																9	9						3	652	453	69.5	1		5	4	666	15	13		3	
府中市																3								43	29	67.4			2		48	5				
三次市																12								70	62	88.6			8		90	20				
庄原市																2								66	42	63.6			2		70	4				
大竹市																1	1						1	36	32	88.9			2		39	3	1		1	
東広島市																11	2							335	250	74.6			1	2	347	12	4			
廿日市市																11	4						2	211	185	87.7		1	2		224	13	5		2	
安芸高田市																6	1						1	28	21	75.0			3		37	9	1		1	
江田島市																								12	12	100.0			1		13	1				

(注1) 立入対象施設数とは、年度内に稼動実績のある施設である。

(注2) 上水道は、国所管分（給水人口50,000人を超えるもの）を除く。

(注3) 簡易専用水道の施設数とは、令和6年3月31日時点において、各管内に存在する施設数である。

(注4) 簡易専用水道の立入対象施設は、登録検査機関から通報のあった施設数である。

(注5) 合計欄の施設数は、立入対象施設数と簡易専用水道の施設数の和である。

4 広域的水道整備計画の概要

区分	広島圏域		備後圏域	
策定年月	昭和57年3月		平成4年3月	
区域	広島圏域15市町		備後圏域7市町	
目標年次	平成7年度		平成22年度	
目標普及率	93.2%		96.6%	
計画給水人口	1,167,690人		872,790人	
計画給水量	630,600m ³ /日		446,995m ³ /日	
根幹施設	名称	広島水道用水供給事業	広島西部地域水道用水供給事業	沼田川水道用水供給事業
	対象	6市3町	3市	4市1町
	水源	高瀬堰、土師ダム、温井ダム	魚切ダム、弥栄ダム	棕梨ダム、竜泉寺ダム、福富ダム
	給水量	214,600m ³ /日	123,000m ³ /日	110,000m ³ /日

5 水道の普及状況

(1) 施設数

令和4年度末現在、水道法に規定する水道は、県内に191か所ある。

(単位：か所)

年度	水道用水供給事業		上水道事業				簡易水道事業			専用 水道	合計
	県営	組合営	市	町	組合	計	公営	その他	計		
R4	3	0	14	5	0	19	4	1	5	164	191
R3	3	0	14	5	0	19	4	1	5	166	193
R2	3	0	14	5	0	19	4	1	5	168	195
R元	3	0	14	5	0	19	4	1	5	166	193
H30	3	0	14	5	0	19	4	1	5	173	200
29	3	0	14	5	0	19	4	1	5	178	205
28	3	0	14	4	0	18	74	1	75	180	276
27	3	0	14	4	0	18	76	2	78	185	284
26	3	0	14	4	0	18	84	2	86	190	297
25	3	0	14	4	0	18	84	2	86	191	298

(注) 数値は、各年度末現在。

(2) 給水人口

令和4年度末の給水人口は、2,628,438人で、総人口に対する普及率は95.2%となっている。

水道別の給水人口は、上水道2,611,214人、簡易水道9,978人、専用水道7,246人で、給水人口の99.3%が上水道、0.4%が簡易水道、0.3%が専用水道となっている。

給水人口

(単位：人、%)

年度	上水道		簡易水道		専用水道		給水人口
	給水人口	構成比	給水人口	構成比	給水人口	構成比	
R4	2,611,214	99.3	9,978	0.4	7,246	0.3	2,628,438
R3	2,622,270	99.3	10,309	0.4	7,490	0.3	2,640,069
R2	2,640,788	99.3	10,529	0.4	7,586	0.3	2,658,903
R元	2,653,240	99.3	10,786	0.4	6,978	0.3	2,671,004
H30	2,656,985	99.3	10,974	0.4	8,718	0.3	2,676,677
29	2,661,958	99.3	11,181	0.4	8,891	0.3	2,682,030
28	2,605,198	96.9	74,294	2.8	9,217	0.3	2,688,709
27	2,606,228	96.8	77,064	2.9	9,837	0.4	2,693,129
26	2,604,135	96.6	82,121	3.0	10,446	0.4	2,696,702
25	2,605,664	96.5	83,596	3.1	12,230	0.5	2,701,490

(注) 数値は、各年度末現在。

(3) 普及率

令和4年度末の普及率は95.2%で、前年度より0.1ポイント上昇している。

普及率

(単位：人、%)

年度	総人口	給水人口	普及率	全国平均普及率
R4	2,761,025	2,628,438	95.2	98.3
R3	2,777,046	2,640,069	95.1	98.2
R2	2,802,870	2,658,903	94.9	98.1
R元	2,818,823	2,671,004	94.8	98.1
H30	2,828,932	2,676,677	94.6	98.0
29	2,838,977	2,682,030	94.5	98.0
28	2,848,796	2,688,709	94.4	97.9
27	2,856,582	2,693,129	94.3	97.9
26	2,862,117	2,696,702	94.2	97.8
25	2,868,273	2,701,490	94.2	97.7

(注) 数値は、各年度末現在。

陸地・島しょ部別普及率

(単位：人、%)

区分	総人口	給水人口	普及率
陸地部（過疎地域）	232,797	172,052	73.9
陸地部（その他）	2,434,435	2,364,657	97.1
島しょ部（過疎地域）	91,583	89,623	97.9
島しょ部（その他）	2,210	2,106	95.3
過疎地域総数	324,380	261,675	80.7

(4) 上水道事業

ア 事業数

令和4年度末の事業数は、19事業である。

イ 給水状況

令和4年度の年間総給水量は、約2億9,300万 m^3 である。

(ア) 年間給水量

(単位：千 m^3)

年度	総給水量	有効水量	有収水量	有効無収水量	無効水量
R4	293,221	278,380	270,613	7,767	14,841
R3	295,740	282,329	274,468	7,861	13,411
R2	300,948	287,022	279,166	7,856	13,926
R元	300,325	285,917	278,058	7,859	14,408
H30	302,408	286,672	278,529	8,143	15,736
29	305,184	289,725	281,685	8,040	15,459
28	296,671	282,049	274,471	7,578	14,622
27	298,071	282,035	273,915	8,120	16,036
26	297,216	281,761	273,443	8,318	15,455
25	301,671	285,808	277,565	8,243	15,863

(注) 総給水量：配水池などから配水管に送り出された総水量。

有効水量：給水装置のメーターで計算された水量もしくは需要者に到達したと認められる水量。

有収水量：料金徴収の対象となった水量。

有効無収水量：料金不徴収となるメーター不感水量および料金徴収の対象とならない（消火用、公衆飲料用等）水量。

無効水量：メーターより上流部での漏水や水道施設の損傷などにより無効となった水量。

(イ) 給水量の分析

(単位：%)

年度	総給水量	有効水量	有収水量	有効無収水量	無効水量
R4	100.0	94.9	92.3	2.6	5.1
R3	100.0	95.5	92.8	2.7	4.5
R2	100.0	95.4	92.8	2.6	4.6
R元	100.0	95.2	92.6	2.6	4.8
H30	100.0	94.8	92.1	2.7	5.2
29	100.0	94.9	92.3	2.6	5.1
28	100.0	95.1	92.5	2.6	5.2
27	100.0	94.6	91.9	2.7	5.4
26	100.0	94.8	92.0	2.8	5.2
25	100.0	94.7	92.0	2.7	5.3

(ウ) 需要用途別年間有収水量

令和4年度の需要用途別年間有収水量は、生活用が2億1,102万 m^3 で全体の78.0%を占め、業務営業用が4,324万 m^3 で16.0%を占めている。

需要用途別給水状況

(単位：千 m^3)

年度	生活用	業務営業用	工業用	その他	計
R4	211,021	43,237	11,531	1,800	270,613
R3	216,222	42,498	11,833	1,767	274,468
R2	219,362	43,642	12,384	1,618	279,166
R元	213,870	49,222	12,900	2,067	278,058
H30	215,137	50,101	11,138	2,153	278,529
29	216,154	51,956	11,426	2,149	281,685
28	210,136	50,771	10,636	2,008	274,471
27	207,295	51,001	12,656	2,037	273,915
26	206,662	51,648	12,638	1,903	273,443
25	208,747	52,691	13,560	1,971	277,565

(注) 需要用途別給水量の端数は四捨五入しているので、計と内訳は必ずしも一致しない。

(エ) 給水量の分析

令和4年度の各上水道事業における年間で最も給水量の大きい日の給水量(一日最大給水量)の合計は、約92万 m^3 /日である。

また、1人1日当たり平均給水量は308 ℓ である。

給水量の分析

年度	1日当たり給水量 (m^3)			1人1日当たり給水量 (ℓ)		
	計画一日最大給水量	一日最大給水量	一日平均給水量	計画一日最大給水量	一日最大給水量	一日平均給水量
R4	1,051,901	916,206	803,352	386	351	308
R3	1,054,901	884,002	810,250	386	337	309
R2	1,046,901	989,705	824,489	385	375	312
R元	1,047,240	926,878	820,596	385	349	309
H30	1,055,874	951,340	828,527	384	358	312
29	1,066,399	953,121	836,128	387	358	314
28	1,047,530	902,175	812,759	390	346	312
27	1,438,530	944,178	814,448	529	362	312
26	1,436,930	932,264	814,296	529	358	313
25	1,439,530	929,476	826,500	529	357	317

(注) 分水量は含まない。

(オ) 水道料金

令和4年度における家庭用水道料金(10m³換算、メーター使用料、消費税を含む)をみると、県平均は1,664円となっており、団体別では江田島市の2,354円が最も高く、最低の大竹市の797円との格差は3.0倍になっている。

料金の集金方法は、一部委託が2事業、全部委託が1事業となっている。

料金徴収期間は、2ヶ月ごとが10事業、1ヶ月ごとが9事業となっている。

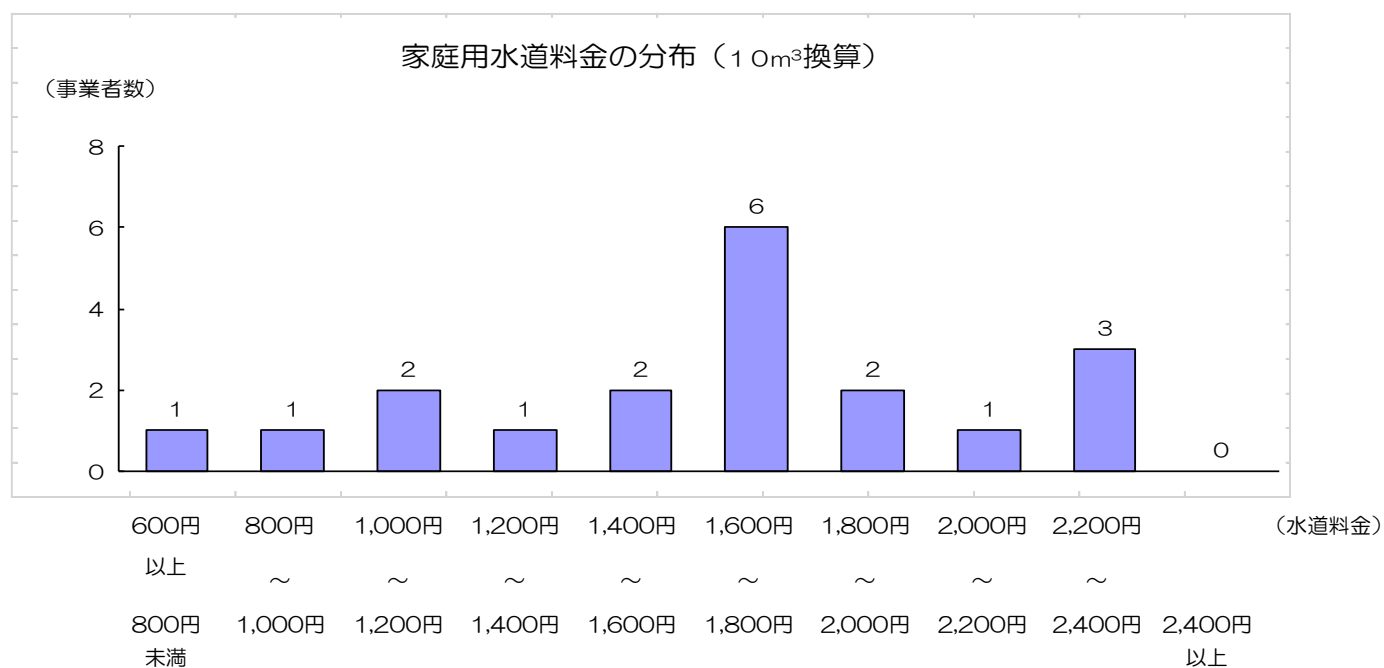
家庭用水道料金の推移

年 度	10m ³ 当たり平均水道料金	指 数	10m ³ 当たり最高水道料金
R4	1,664	119.3	2,354
R3	1,628	116.7	2,354
R2	1,628	115.7	2,354
R元	1,611	115.7	2,354
H30	1,573	113.0	2,311
29	1,515	108.6	2,311
28	1,489	106.7	2,311
27	1,434	102.8	2,311
26	1,434	102.8	2,311
25	1,395	100.0	2,247

(注) メーター使用料、消費税を含む。

平均料金は、事業体ごとの水道料金の単純平均である。(小数点以下四捨五入)

指数は、平成25度を100.0として計算したものである。



(注) メーター使用料、消費税を含む。

(5) 水道用水供給事業
ア 給水対象市町及び給水量

事業名	給水対象事業体	令和4年度 計画一日最大給水量 (m ³ /日)	令和4年度 実績一日平均給水量 (m ³ /日)	給水開始年月
広島水道 用水供給 事業	広島市	18,348	15,064	昭和55年7月
	広島市(沈澱水)	0	0	昭和46年8月
	呉市	21,301	16,971	昭和58年7月
	呉市(沈澱水)	23,500	13,513	昭和46年8月
	竹原市	3,826	3,172	昭和59年4月
	東広島市	52,619	46,813	昭和57年7月
	江田島市	1,804	1,404	昭和58年7月(昭和55年7月暫定)
	海田町	241	198	昭和61年4月
	熊野町	5,994	5,161	昭和57年8月
	大崎上島町	5,064	3,808	昭和54年7月(昭和49年4月暫定)
	今治市(愛媛県)	220	91	平成29年4月
	計	132,917	106,195	
広島西部 地域水道 用水供給 事業	広島市(旧五日市町)	25,852	22,466	昭和51年7月
	大竹市	37,400	29,026	平成6年7月
	廿日市市	2,329	1,900	昭和52年7月
	計	65,581	53,392	
沼田川 水道用水 供給事業	三原市	7,917	6,802	昭和51年4月
	尾道市	40,436	34,774	昭和52年4月
	福山市	7,815	6,296	昭和52年4月
	東広島市 (旧河内町)	735	376	平成12年10月
	越智郡上島町 (愛媛県)	2,444	1,833	昭和60年7月
	計	59,347	50,081	
	総 合 計	257,845	209,668	

イ 供給料金（令和4年度）

区 分			料金（1m ³ 当たり）
広島水道用水供給事業	浄 水	基 本 料 金	31.08円
		使 用 料 金	85.49円
		超 過 料 金	276.70円
	沈 澱 水	使 用 料 金	48.34円
		超 過 料 金	96.68円
広島西部地域水道用水供給事業	浄 水	基 本 料 金	28.55円
		使 用 料 金	50.02円
		超 過 料 金	213.54円
沼田川水道用水供給事業	浄 水	基 本 料 金	36.48円
		使 用 料 金	55.87円
		超 過 料 金	216.12円

（注） 消費税は含まない額である。

（6）簡易水道事業

ア 事業数及び給水人口

令和4年度末の簡易水道事業数は5事業、現在給水人口は9,978人で、令和3年度末に比べ現在給水人口は、331人減少した。

（単位：か所、人）

年度	事業数			計画給水人口		給水区域内 現在人口 (A)	現在給水人口 (B)		B/A %
	公営	その他	計	公営	その他		公営	その他	
R4	4	1	5	11,145	250	11,395	9,908	70	87.6
R3	4	1	5	11,145	250	11,465	10,239	70	89.9
R2	4	1	5	11,145	250	11,695	10,459	70	90.0
R元	4	1	5	11,145	250	11,930	10,716	70	90.4
H30	4	1	5	11,370	250	12,293	10,904	70	89.3
29	4	1	5	11,370	250	12,413	11,111	70	89.5
28	74	1	75	119,940	250	91,699	74,224	70	81.0
27	76	2	78	121,754	420	95,466	76,884	180	80.7
26	84	2	86	129,044	420	106,196	83,394	202	80.3
25	84	2	86	129,044	420	106,196	83,394	202	78.7

（注）数値は、各年度末現在。

イ 給水量及び年間収入

令和4年度の年間給水量は183万 m^3 で、年間収入は3億468万円である。

また、有収水量は137万 m^3 、有収率は75.1%で、有収水量1 m^3 当たりの収入は221.6円となっている。

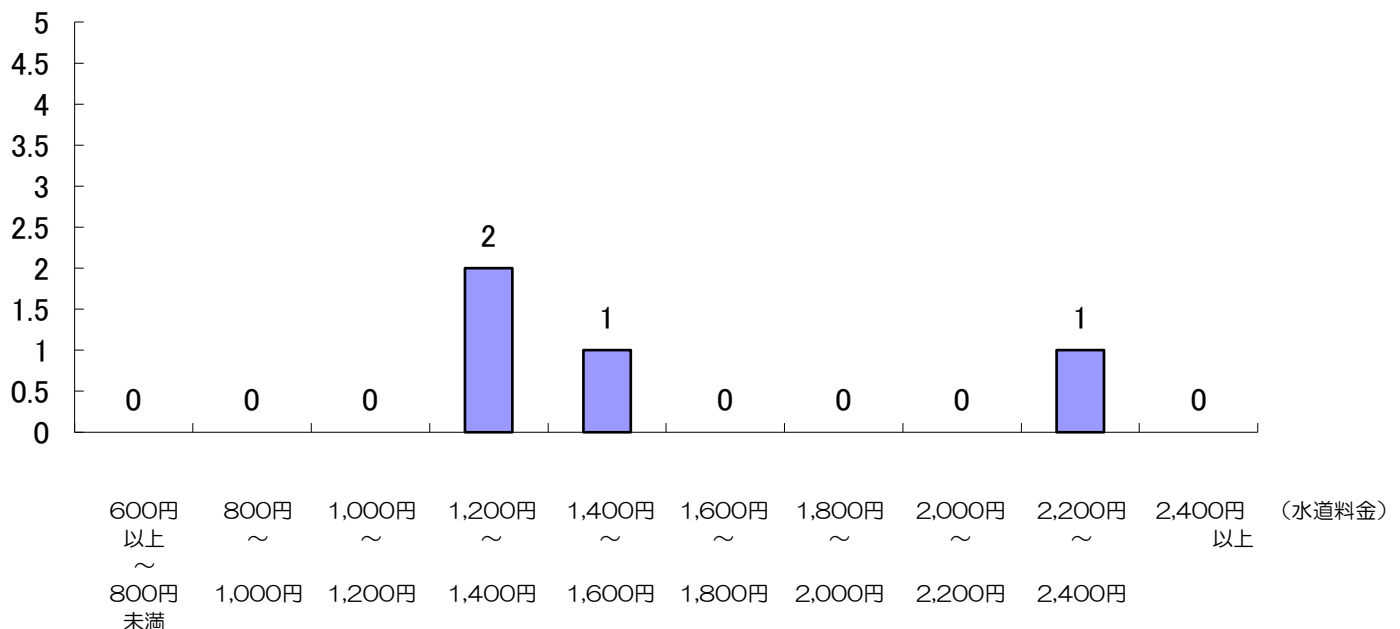
令和5年4月1日現在の公営の水道料金（10 m^3 換算、メーター使用料、消費税を含む）についてみると、県平均は1,690円となっており、事業別では神石高原町の2,240円が最も高く、最低の廿日市市の1,385円との料金差は1.6倍になっている。

給水量

年度	実績年間給水量 (m^3)	実績年間有収水量 (m^3)	水道料金年間収入 (千円)	有収率	有収水量1 m^3 当たり収入(円)
R4	1,831,302	1,374,827	304,675	75.1	221.61
R3	1,786,733	1,332,434	297,436	74.6	223.23
R2	1,851,571	1,379,541	293,555	74.5	212.79
R元	1,692,730	1,511,115	337,492	89.3	223.33
H30	1,984,502	1,596,541	345,859	80.5	216.63
29	2,005,291	1,584,709	343,823	79.0	216.96
28	10,065,087	8,101,340	1,762,576	80.5	217.57
27	10,338,139	8,208,289	1,830,559	79.4	223.01
26	10,719,679	8,516,396	1,873,616	79.2	220.00
25	10,924,395	8,650,259	1,865,782	79.2	215.69

(事業数)

家庭用水道料金の分布（公営簡易水道、10 m^3 換算）



(注) メーター使用料、消費税を含む。

(7) 専用水道

令和4年度末の専用水道（住宅団地及び療養所等における自家用の水道で、給水人口が100人を超えるもの、または、供給能力が20m³/日を超えるもの）の施設数は164か所で、給水人口は、12,137人となっている。

年度	事業所数	計画給水人口	現在給水人口	施設能力
R4	164	18,532	12,137	178,673
R3	166	18,569	12,365	178,976
R2	168	18,591	13,092	179,409
R元	166	19,409	12,576	179,585
H30	173	23,789	14,164	181,167
29	178	23,718	14,159	181,667
28	180	23,255	14,441	181,782
27	185	26,135	14,873	211,377
26	190	29,620	17,427	211,610
25	191	30,207	17,081	212,741

(注) 上水道から受水しているもののうち、上水道の計画給水人口及び現在給水人口に含まれているものも併せて計上した。

(8) 簡易専用水道

簡易専用水道は、昭和53年6月から新たに法の適用を受けることになった。

同法の適用を受けるのは、水道事業から受ける水道水のみを水源としている受水槽の有効容量が10m³を超えるもの（昭和61年10月31日までは20m³を超えるもの）で、1年以内ごとに1回以上の水槽の掃除と定期検査等が義務づけられている。

なお、県内の定期検査機関では、(一財)広島県環境保健協会が厚生労働大臣の登録を受けている。

令和4年度末の県内の簡易専用水道5,004施設の法定検査の受検率は85.2%である。

年度	施設数	定期検査受検施設	受検率(%)	全国平均(%)
R4	5,004 (2,706)	4,262 (2,456)	85.2 (90.0)	78.0
R3	5,014 (2,756)	4,200 (2,392)	83.8 (86.8)	77.8
R2	5,008 (2,731)	4,043 (2,373)	80.7 (86.8)	78.4
R元	4,998 (2,640)	4,007 (2,267)	80.2 (85.9)	78.4
H30	5,083 (2,656)	3,805 (2,149)	74.9 (80.9)	78.0
29	5,173 (2,658)	4,277 (2,427)	82.7 (91.3)	78.2
28	5,174 (2,657)	4,146 (2,287)	80.1 (86.1)	78.4
27	5,183 (2,642)	4,242 (2,342)	81.8 (88.6)	78.3
26	5,230 (2,655)	4,273 (2,363)	81.7 (89.0)	76.4
25	5,234 (2,643)	4,357 (2,372)	83.2 (89.7)	76.5

(注) 受水槽の有効容量が20m³を超えるものを内数で()書きした。

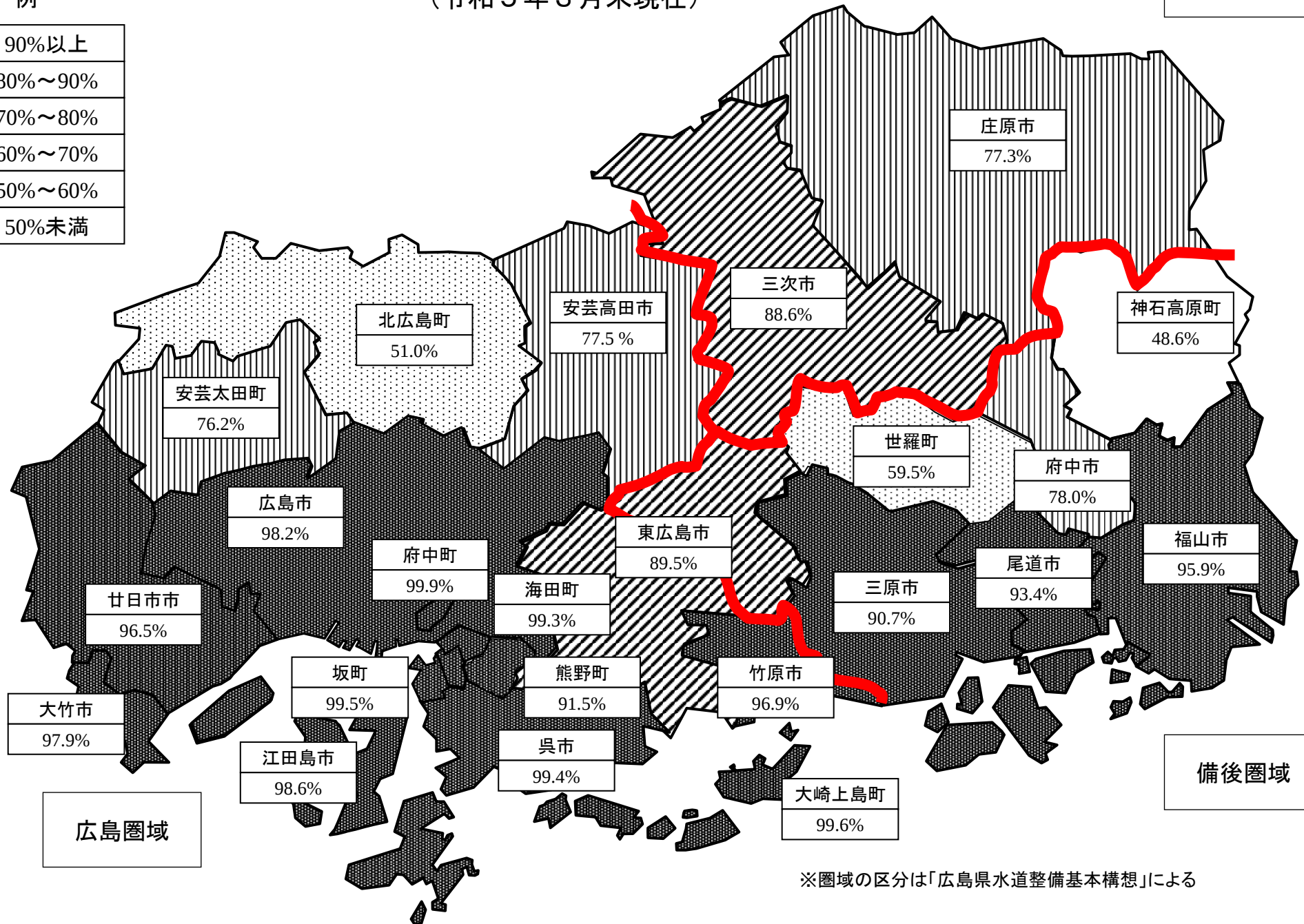
6 市町別水道普及率分布図

(令和5年3月末現在)

備北圏域

凡 例

	90%以上
	80%～90%
	70%～80%
	60%～70%
	50%～60%
	50%未満



※圏域の区分は「広島県水道整備基本構想」による

7 令和5年度水道施設整備費国庫補助事業一覧表

(1) 簡易水道等施設整備費国庫補助事業

事業体名	地区名	区分	補助率	工期	総事業費 (千円)	国庫補助基本額 (千円)	国庫補助金 (千円)
企業団（神石高原事務所）	東南油木	水道未普及地域解消事業 (区域拡張)	4/10	R2～R6	8,624	8,500	3,400
企業団（神石高原事務所）	近田・花済	水道未普及地域解消事業 (飛地区域)	4/10	R2～R6	11,913	11,900	4,760
安芸太田町	松原	生活基盤近代化事業 (基幹改良)	4/10	R4～R9	9,196	9,195	3,065
安芸太田町	柴木	生活基盤近代化事業 (増補改良)	1/3	R4～R7	29,700	29,700	11,880
合 計	4地区	4事業			59,433	59,295	23,105

(注1) 総事業費及び国庫補助基本額は各事業ごとに四捨五入しているため、合計は必ずしも一致しない。

(注2) 数値は実績報告時のものである。

(注3) 「企業団」は「広島県水道広域連合企業団」を指す。

(2) 水道水源開発等施設整備費国庫補助事業

事業体名	区分	事業内容	補助率	工 期	総事業費 (千円)	国庫補助基本額 (千円)	国庫補助金 (千円)
企業団（三次事務所）	水道施設機能維持整備費	寺戸浄水場 自家発電施設整備	1/4	R4～R6	50,606	50,606	12,651
企業団（三次事務所）	水道施設機能維持整備費	寺戸浄水場 自家発電施設整備	1/4	R4～R6	179,200	179,200	44,800
福山市	高度浄水施設整備費	芋原浄水場 紫外線処理施設整備	1/4	R5～R6	30,646	30,448	7,612
合 計	3事業				260,452	260,254	65,063

(注1) 総事業費及び国庫補助基本額は各事業ごとに四捨五入しているため、合計は必ずしも一致しない。

(注2) 数値は実績報告時（繰越事業は交付申請時）のものである。

(注3) 「企業団」は「広島県水道広域連合企業団」を指す。

（３）生活基盤施設耐震化等交付金

区分（中）	区分（小）	事業体名	総事業費 （千円）	国庫交付基本額 （千円）	国庫交付金 （千円）	交付率
生活基盤近代化事業	基幹改良	企業団（神石高原事務所）	99,503	89,565	35,826	4/10
		小計（１事業）	99,503	89,565	35,826	
緊急時給水拠点確保等事業	重要給水施設配水管	企業団（三原事務所）	252,338	213,898	53,474	1/4
		企業団（廿日市事務所）	114,040	105,353	26,338	1/4
		企業団（江田島事務所）	119,091	107,939	35,979	1/3
		企業団（三原事務所）	559,500	435,896	108,974	1/4
		企業団（廿日市事務所）	156,200	156,200	39,050	1/4
		企業団（江田島事務所）	168,500	168,500	56,166	1/3
	配水池	企業団（三次事務所）	111,345	100,455	25,113	1/4
		企業団（江田島事務所）	435,497	421,040	105,260	1/4
		尾道市	81,356	61,420	15,355	1/4
		企業団（三次事務所）	354,970	351,000	87,750	1/4
		企業団（江田島事務所）	399,840	399,840	99,960	1/4
	基幹水道構造物の耐震化事業	呉市	75,507	66,521	16,630	1/4
		小計（12事業）	2,828,184	2,588,062	670,049	
水道管路耐震化等推進事業	老朽管更新事業	呉市	809,176	601,067	200,355	1/3
		尾道市	204,463	150,867	50,289	1/3
		呉市	49,820	15,554	5,184	1/3
	水道管路緊急改善事業	福山市	110,022	98,915	32,971	1/3
		福山市	67,942	35,590	11,863	1/3
		企業団（三次事務所）	212,151	150,621	50,207	1/3
		企業団（庄原事務所）	144,092	139,252	46,417	1/3
		企業団（安芸高田事務所）	107,688	95,000	31,666	1/3
		企業団（広島水道事務所）	734,396	732,419	244,139	1/3
		企業団（広島水道事務所）	53,208	53,206	17,735	1/3
		呉市	304,856	254,034	84,678	1/3
		企業団（三次事務所）	69,300	65,100	21,700	1/3
		企業団（安芸高田事務所）	167,000	150,000	50,000	1/3
		企業団（広島水道事務所）	996,540	996,540	332,180	1/3
		企業団（広島水道事務所）	775,200	775,200	258,400	1/3
		呉市	110,878	100,899	33,633	1/3
		小計（16事業）	4,916,732	4,414,264	1,471,417	
水道事業運営基盤強化推進等事業	広域化事業	企業団	2,273,460	2,220,792	740,264	1/3
	特定広域化施設整備費	企業団	1,645,568	1,645,568	548,522	1/3
		企業団	1,215,591	1,215,591	405,197	1/3
		小計（３事業）	5,134,619	5,081,951	1,693,983	
水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業	水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業	企業団	262,945	262,941	87,647	1/3
		企業団	349,363	349,362	116,454	1/3
		小計（２事業）	612,308	612,303	204,101	
		合計（34事業）	13,591,346	12,786,145	4,075,376	

- （注１）総事業費及び国庫補助基本額は各事業ごとに四捨五入しているため、合計は必ずしも一致しない。
- （注２）数値は実績報告時（繰越事業は交付申請時）のものである。
- （注３）「企業団」は「広島県水道広域連合企業団」を指す。

(4)指導監督事務費・交付金

補助種類	補助対象者	総経費 （千円）	国庫補助基本額 （千円）	国庫補助金 （千円）	補助率
指導監督事務費補助（水道施設整備費）	広島県	560	560	280	1/2
指導監督交付金（生活基盤施設耐震化等交付金）	広島県	1,256	1,256	628	1/2
	合計	1,816	1,816	908	

- （注１）総経費及び国庫補助基本額は補助種類ごとに四捨五入しているため、合計は必ずしも一致しない。
- （注２）数値は実績報告時のものである。